

# 新規就農者養成事業実施要領

(目的)

第1条 熊本県酪農業協同組合連合会（以下「本会」という。）が行う酪農後継者の育成確保及び新規酪農就農対策の一環として、酪農後継者及び新規酪農経営を希望する者に対し実践的な酪農研修機会の提供を通じ、熊本県酪農の担い手となる人材を育成・確保することを目的とする。

(事業主体)

第2条 この事業の実施主体は本会とする。

(実施事項)

第3条 この事業において、酪農研修生に対し、次に掲げる研修を実施する。

- 1 研修牧場等での酪農経営、飼養管理技術の習得に関すること
- 2 研修牧場等での機械等の操作に関すること
- 3 本会が行う酪農に関する知識習得（講座）に関すること
- 4 本会が指定する研修に参加し酪農に関する基礎的知識の習得に関すること
- 5 その他本会が指定する就農に関して必要なこと

(研修対象)

第4条 酪農に関する項目及び技術とする。

(実施期間)

第5条 研修の期間は1年以上2年以内とし、研修生の状況等勘案し決定する。

(研修対象者)

第6条 酪農後継者、新規参入者、他産業からの就農希望者、酪農ヘルパー希望者等であつて次の要件のすべてを満たすものとする。

- 1 研修開始日における満年齢が18歳以上であること
- 2 研修終了後、本会管内で就農又は酪農経営を開始することが見込まれること、若しくは熊本県酪農ヘルパー組合に就職することが見込まれること
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当しない者であること
- 4 就農準備研修に関して不適切な行為をしたことがある者又はその他関係法令の規定に反した等の理由により就農準備研修を実施することが不適切であると県が認めた者に該当しない者であること

(募集)

第7条 本会が行うものとする。

(定員)

第8条 各年度2名程度とする。

(研修申込手続)

第9条 酪農研修生となることを希望する者は、別途定める期日までに、別に定める申込書を本会まで提出する。

(研修生の選考審査)

第10条 酪農研修生の選考については、本会においてまず「書類審査」を実施し、それに合格した者に対して「体験研修」、「面接審査」を実施し、その可否を決定する。なお、選考審査に当たって酪農研修申込者と研修する対象牧場等の親族関係が3親等以内の場合は、研修生の対象としないこととする。

(研修に関する確認書の締結)

第11条 選考の結果採択された者は、本会の酪農研修生として本会が指定する場所で、研修を受けるものとする。その際、本会は、研修生並びに研修牧場等と別に定める「確認書」を締結する。

(研修生の身分)

第12条 研修生の処遇については、次のとおりとする。

- 1 身分 本会の酪農研修生として、研修先に派遣する。
- 2 研修時間 1日8時間とする(休憩時間は1時間とする)。ただし、搾乳・飼養管理研修等、作業内容・時季等により変更することがある。
- 3 休日 月8日とする。ただし、時季により変更することがある。
- 4 研修手当 支給しない。

(研修生の責務)

第13条 研修生は、研修期間中本会及び研修牧場等の指示に従って誠実な研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を順守する。

- 1 研修計画に即し、必要な技能を習得すること
- 2 研修日誌を記録し、本会へは1か月ごとに、研修牧場等には1週間ごとに提出すること
- 3 研修期間中に知り得た本会や研修牧場等の業務上の秘密、取引する顧客情報等(個人情報を含む。)について、他に漏洩しないこと
- 4 本会や研修牧場等の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為、その他不道德な行為及び不法な行為をしないこと
- 5 研修期間中の不慮の事故に備え、予め傷害保険に加入すること

(研修中止)

第14条 本会は、研修生が、研修期間中に前条に掲げる責務を果たさなかったり、誠実な研修を遂行できていない等の事由により、研修生として不適格と認めた場合は研修を中止する。

(研修休止)

第15条 研修生は病気等によるやむを得ない事情により期間途中で研修を休止する場合、事態発生後速やかに本会に申し出なければならない。

(研修辞退)

第16条 研修生が期間途中で研修辞退する場合は、辞退する日の1ヵ月前までに本会に申し出なければならない。

(研修牧場等)

第17条 酪農研修生を受け入れ、実習研修を実施する研修牧場等は、次の要件を満たすものとする。

- 1 酪農後継者、新規参入者、他産業からの就農希望者、酪農ヘルパー希望者等を志す人材を広く確保・育成していくことの必要性を充分理解しており、その意思が高いこと
- 2 優れた農業技術や経営能力等を持ち地域において先導的な役割を担っていること
- 3 指導力に優れ、研修生の酪農技術の習得や農業経営の相談に関して十分な教育が可能であること
- 4 地域における人望が厚く農村生活における交流、人間関係づくりや住居等の助言・指導を行えること
- 5 農地等の農業生産要素に関する相談に関して助言・指導を行えること
- 6 研修生に対し、善良な管理を行うことができること
- 7 研修生の受け入れに対し理解があり、協力を得られること
- 8 研修終了後も継続的に相談相手となり、指導・助言を行えること

(研修牧場等の選考)

第18条 研修牧場等の選考に当たっては本会、本会会員、熊本県と協議のうえ決定する。その際は前条の要件や熊本県酪農の状況、方針等を勘案し行うものとする。

(研修謝金の支払)

第19条 本会は、研修牧場等に対し、受け入れ実績に応じ謝礼を支払うことができるものとする。

(新規就農者支援)

第20条 酪農研修生の地域就農を支援するために本会は、熊本県、研修牧場等、ほか関係機関と連携し新規就農者支援を行うものとする。

(新規就農者支援の取組事項)

第21条 本会は、前条の関係機関と連携して新規就農者支援のため以下の項目について相談・支援活動を行うものとする。

- 1 生産基盤（農地、家畜、施設、機械等）
- 2 飼養管理技術、経営管理
- 3 経営資金
- 4 生活基盤
- 5 情報交換、交流

(事業費)

第22条 この事業に必要な経費は、次に掲げる交付金等をもって充てるものとする。

- 1 熊本県の補助金
- 2 市町村の補助金
- 3 国等の補助金
- 4 その他の補助金・助成金
- 5 本会の経費

(事業年度)

第23条 この事業の事業年度は、4月1日から3月31日までとする。

(その他)

第24条 この要領に定めのない事項については、本会で定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。